

サムティ・レジデンシャル投資法人  
第7回投資主総会 決議結果の概要（ご参考）  
（2024年10月29日 開催）

1. 議決権の状況

議決権を有する投資主数の総数 : 15,736名  
その有する議決権の数 : 838,726個

2. 当該決議事項の内容

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 執行役員1名選任の件
- 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案 監督役員2名選任の件
- 第5号議案 会計監査人選任の件

3. 決議事項に対する賛成及び反対の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	賛成率	決議結果	
第1号議案	838,033	691	99.92%	可決	
第2号議案	821,241	17,483	97.92%	可決	
第3号議案	822,170	16,556	98.03%	可決	
第4号議案	藤木 隆弘	832,575	6,149	99.27%	可決
	中原 健夫	837,275	1,449	99.83%	可決
第5号議案	832,468	6,212	99.25%	可決	

(注1) 各議案の賛成率については、本投資主総会前日までの事前行使分及び当日出席した投資主のうち各議案の賛否に関して賛成が確認できたもの、並びにみなし賛成<sup>(※)</sup>に関する規定の適用によって賛成とみなされた議決権の合計数を、出席投資主の議決権総数（みなし賛成<sup>(※)</sup>による出席を含みます）838,726個で除した数値の小数第3位を四捨五入して記載しています。

(※) 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づき、下記【ご参考：本投資法人現行規約抜粋】に記載の通り、本投資法人の規約第14条において「みなし賛成」に関する規定を定めています。

(注2) 第1号議案は、みなし賛成による出席を含め、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決としています。

(注3) 第2号、第3号、第4号及び第5号議案は、みなし賛成による出席を含め、出席した投資主の議決権の過半数の賛成をもって可決としています。

4. 本投資主総会に当日出席した投資主のうち、賛否を確認できない議決権数の取扱いについて

本投資主総会前日までの事前行使分及び当日出席した投資主のうち賛否に関して確認できたもの、並びにみなし賛成に関する規定の適用によって賛成とみなされた議決権の合計により、決議事項の可決が明らかになったため、本投資主総会当日出席の投資主の議決権数のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができない議決権の数は加算していません。

**【ご参考：本投資法人現行規約抜粋】**

第14条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定にかかわらず、前項のみなし賛成に関する規定は、投信法第104条第1項（役員及び会計監査人の解任）、第140条（規約の変更）（但し、みなし賛成に関連する規定の策定又は改廃に限る。）、第143条第3号（解散）、第205条第2項（資産の運用に係る委託契約の解約に対する同意）又は第206条第1項（資産の運用に係る委託契約の解約）に係る議案の決議には適用しない。
3. 第1項の規定の定めに基づき議案に賛成するものとみなされた投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

以 上